

藤沢市 介護予防訪問型サービスⅠ サービスコード表 （令和6年度介護報酬改定の際に規定された経過措置の終了対応 2025年4月1日 版）
 藤沢市地域単価 4級地（10.84円）

サービスコード		サービス内容略称		算 定 単 位				合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A2	1111	Ⅰ	訪問型独自サービスⅠ 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 1 回程度)	1176単位	1176	1月につき	
	2111		訪問型独自サービスⅠ 1 日割			39単位	39	1日につき	
	1211		訪問型独自サービスⅠ 2		(2) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 2 回程度)	2349単位	2349	1月につき	
	2211		訪問型独自サービスⅠ 2 日割			77単位	77	1日につき	
	1321		訪問型独自サービスⅠ 3		(3) 要支援 2 (週 2 回を超える程度)	3727単位	3727	1月につき	
	2321		訪問型独自サービスⅠ 3 日割			123単位	123	1日につき	
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 1 回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 2 回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 要支援 2 (週 2 回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1		業務継続計画未策定減算	(1) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 1 回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 事業対象者・要支援 1 ・要支援 2 (週 2 回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 要支援 2 (週 2 回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割				1単位減算	-1	1日につき	
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1		事業所と同一建物の利用者に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 1 0 % 減算		1月につき	
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 1 5 % 減算			
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 1 2 % 減算			
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算		所定単位数の 1 5 % 加算		1月につき	
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 1 5 % 加算		1日につき	
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 1 0 % 加算		1月につき	
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 1 0 % 加算		1日につき	
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5 % 加算		1月につき	
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5 % 加算		1日につき	
	4001	訪問型独自サービス初回加算		□ 初回加算		2 0 0 単位加算	200	1月につき	
	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 0 0 単位加算	100		
	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2 0 0 単位加算	200		
	6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ニ □腔連携強化加算		50 単位加算	50	月 1 回限度	
	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			

(注1) 本改定における新設は青色で表示しています。
 (注2) 同一建物減算、介護職員等処遇改善加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。
 (注3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) については、令和7年3月31日で廃止となります。